

会員各位

今年は、受動喫煙防止規定を含む「健康増進法」が5月1日に施行されたほか、世界保健機関では「たばこ対策枠組み条約」の採択が予定されているなど、世界的にも国内においても「たばこ対策」の大きな前進が期待される年です。そこで、日本公衆衛生学会といたしましても、より一層の喫煙対策を推進するため、会員及び関係機関等の主体的な取り組みや目標等を明示した「行動宣言」(案)を作成することになりました。

つきましては、第62回総会(平成15年10月、京都市)での採択を目指し、地域保健委員会が担当窓口となって、下記のとおり「行動宣言」(案)の検討が始まりましたのでお知らせいたします。

会員の皆様におかれましては、趣旨をご理解のうえ、行動宣言(案)に関するご意見等がございましたら、地域保健委員会あてにご提案くださるようお願いいたします。

平成15年 5月 1日

日本公衆衛生学会
理事長 多田羅浩三

日本公衆衛生学会
「たばこのない社会の実現に向けた行動宣言」(仮称)
の検討について (第1報)

日本公衆衛生学会「地域保健委員会」

本学会では、これまで2回にわたり理事長名で、たばこ対策の推進に関する宣言を公表しました。

(時期、題名、及び日本公衆衛生雑誌における掲載ページ等は下記のとおり)

- 1) 平成12年7月:「たばこのない社会の実現に向けて」(第47巻第9号, p. 844)
- 2) 平成14年5月:「たばこのない社会の実現に向けて、さらに前進を」(第49巻第5号, 巻頭)

これらの宣言は、たばこ対策に関する基本的な推進方策の提言と行動の呼びかけが中心であり、具体的な目標等を示したものではありませんでした。そこで、地域保健委員会において「行動宣言」(案)の骨子を検討した結果、上記の宣言に基づいて今後達成すべき目標や具体的な行動を提案することにしました。とくに、具体的な行動は、「我々自らの足元から始めること」が重要なので、本学会の会員及び関係機関等の主体的な取り組みに関する目標等を盛り込んだ行動宣言にしたいと考えています。内容の検討はこれからですが、目標については、次のような例が考えられます。

(例1) 本学会会員の喫煙率を2010年までに〇%以下にします。

(例2) 本学会総会及び公衆衛生関係の地方学会等の会場施設は、完全禁煙とします。

「行動宣言」のたたき台(素案)については、地域保健委員会で検討した結果を次回の理事会(平成15年7月予定)に提案後、第2報として本誌を通じて会員の皆様にお知らせいたします。

なお、「行動宣言」に盛り込むべき目標等の内容について、ご意見がございましたら、下記の連絡先あてに電子メールまたはお手紙でご提案くださるようお願い申し上げます。

(連絡先)

地域保健委員会 委員長 阿彦忠之
(e-mail: tada.ahiko@nifty.ne.jp)

〒990-0031 山形市十日町1-6-6
山形県村山保健所